

令和4年度 建設業取引適正化センター相談対応状況

相談対応件数(令和4年度)

| | |
|-----------|---------|
| 適正化センター東京 | 954件 |
| 適正化センター大阪 | 574件 |
| 合計 | 1, 528件 |

相談内容類型別件数

| | 工事瑕疵 | 工事遅延 | 工事代金 の争い | 契約解除 | 下請代金 の争い | その他 (※) | 計 |
|-----|------|------|-------------|------|-------------|------------|--------|
| 件数 | 52件 | 11件 | 27件 | 39件 | 882件 | 517件 | 1,528件 |
| 構成比 | 3.4% | 0.7% | 1.8% | 2.6% | 57.7% | 33.8% | 100.0% |

※ 建設業法令等の問い合わせ等

相談例

(建設業取引適正化センターにはこのような相談が持ち込まれています。)

債権額が確定しているのに不払い

1次下請で内装工事を施工し、完了したので工事代金を請求したところ、請負契約書では請求後50日以内に支払う契約であるにも関わらず、全体工事が完了するまで支払いを保留にされている。

契約内容の不明確(口頭約束)が原因の不払い

3次下請で工事の配管工事を口頭により、50万円で請けて、施工を完了したが、2次下請から、資金繰りが苦しいとの理由で、半分の入金があったが、残りの半分が未回収のため、不安である。

追加・手直し工事に伴う争い

太陽光発電の杭打ち・パネル工事を地中障害物が存在しないことを前提とした契約書により施工したが、地中障害物があったため元請担当者の了解を得て追加工事を進めたが、契約変更を拒否されている。

一方的な減額要請や赤伝処理等

ビルの外壁パネル設置工事を契約書により1次下請で施工したが、施工中の材料パネルの納入遅れにより工期の延長が発生したので、その責任と損害金により支払いはないと言われている。

施工不良(出来栄え)を理由にした不払い

修繕に伴う塗装工事を1次下請で施工していたところ、出来高90%程度の段階で施工ミスを指摘されたので手直しのための段取りを始めたところ、現場から外され、契約解除の通告を受け、出来高分の支払いを保留にされている。

相手方が倒産・失踪してしまった

橋梁の補修工事を3次下請で施工し完成したので、相手方に代金請求したが連絡が取れず、その後、破産の申立をしたとのことで回収ができないなっている。

センター東京 ☎
03-3239-5095

相談連絡先

センター大阪 ☎
06-6767-3939